

平成25年7月18日

「美術品補償制度」法律施行3年目の見直しにあたっての意見

在京新聞5社会

○発足による成果

政府補償制度のおかげで、幾つかの国際展が開催可能となった。

○制度面・手続き面での要改善点**○利用促進のための方策****■制度面****①免責事項**

北米をはじめとする特定の主要国が、主に政府側の免責事項の多さを挙げて、日本の補償制度を認めていない現状がある。2013年3月に訳文改訂が行われたが、依然として印象はあまり変わらない。引き続き、条項見直しと訳文改善をするとともに、そうした否認国への制度紹介・宣伝活動にも力を入れてほしい。

②英文資料

海外の保険会社に制度説明をする際の英文資料が少ないので、分かるような資料を作ってほしい。例えば、契約時のレートは財務省の決めたレートだが、事故が起きた時のレートとの違いをどう処理するのかなど。

③通常損害時の限度額の低減、民間保険の料率の妥当性

ファースト・リスクを受け持つ民間保険会社が提示する料率が適正であるか不透明である。補償制度によって利益を享受すべきは国民であり、民間保険会社ではないはず。被補償者の事業経費について細かくチェックをするのであれば、同様に、民間保険会社の料率計算の妥当性についても細かくチェックすべきだ。

限度額が50億円と事故被害想定としては高めに設定されているため、民間保険会社は殆どのリスクを彼らが負わなければならないとの理由で、制度設計時点に期待されたほどには、料率が下がらない。そこへ、所蔵家側からの「日本の補償制度では足りない部分」の追加保険を求められると、それらの合計額が、制度を適用せずに100%民間で付保する場合の金額を超えるという逆転現象まで起きている。

通常損害時の限度額50億円を、現行の特定損害時の限度額1億円と同額にそろえることができれば、明確な効果が現れるはずだ。限度額の低減を検討されたい。

■手続き面（申請書類）

①提出書類全般

文化審議会を開くたび、申請の回を重ねるたび、申請項目や提出書類が細かく、過剰になっている。展覧会制作の現場や、制度利用者のことを考えているのか疑問を感じざるを得ない。「あれば参考になるかもしれない資料」ではなく、「本当に必要な資料」だけに精選してほしい。

②コンディション・レポート（作品個票）

申請の段階で作品のコンディション・レポートを作成するのは難しい。展覧会開催の半年以上前ではコンディション・レポート自体にあまり意味がない。書類作成を省略・簡略化してほしい。海外作品については作品個票を海外に送って責任者のサインをもらうことになっているが、申請書がすべて和文のため、どうしても必要ということであれば、英文の資料を用意してほしい。また、国内作品についても、バックボードの有無などを1点ずつ借用先に問い合わせをして無理をいって資料を出してもらった。現実的ではなく、対応できないレンダーも多い。そもそも、作品の状態が悪ければ、貸出許可はおりない。これは、実際に展覧会開催時に修復家にチェックしていただくのでは駄目なのか？

③出品作品の第三者評価額

第1回申請当初は、専門家による妥当性の確認でよいとされたが、その後、1作品ごとに過去の類似作品のオークション評価額を書き込むことを求められ、負担増となっている。必要なことであれば負担増ものめるが、要は、申請評価額が法外ではなく、妥当であることを確認することが目的であれば、当初の方法で十分なはず。例えば古典的なマスターピースがオークションに出ることはほぼないため、客観的な数字を出すのは難しい。そもそも、申請評価額の適正を確認するのは補償側、すなわち文化庁の作業ではないか。

④輸送計画

輸送会社や航空会社等と具体的なスケジュールや経路を確定できない段階にもかかわらず、必要以上に詳細な日程・経路を求められても対応しかねる。最近の事例では、過去に発生したトンネル事故を例に出して、「一度にトラック2台がトンネル内に入らないようにリスク管理すること」という指示があった。当該輸送経路中に全長2キロ以上の規模のものだけでも約10本のトンネルがあり、物理的に対応が不可能と思われる。主催者が現実的に対応可能かどうかを踏まえたうえで指示してほしい。当該事例では、そもそも日本のトンネルの危険性を海外レンダー側に説明すること自体が困難。

⑤ファシリティ・レポート

一度補償対象となった館の施設・設備に関する資料を毎回全部出し直す必要があるのか。過去の資料をファイリングしておけば簡略化できるはず。2013年度の申請から書式が変更となり、追加で提出する資料もあったようだが、今回の申請で資料を提出した館については次回からの提出を免除してほしい。特に国立の施設については、国は状況を把握しているはず。例えば一度でも適用を受けた館は、「登録館」として、新たな申請の際には主催者からの提出を免除、館に提出情報から更新された内容は、申請の際に文化庁から（温湿度情報を含む）最新情報の提出を依頼、ということにしてはどうか？

⑥展示図面

実際の展示作業中に、学芸面や運営面等を考慮して順番を入れ替えるのはままある話。このほど、申請要領の内容が変更となり、評価額を入れた展示プランを提出することになったが、なぜ、評価額入りの展示プランが必要なのか。展覧会の構成によって評価額の高い作品が集中することはやむを得ないことであり、指摘されたとしても展覧会構成を変えることもできない。そもそもこのような確認作業が果たして必要なのか疑問を感じる。「別途安全対策を行う場合はこの限りではない」とも申請要領に書かれているのであれば、評価額を表記する必要はなく、結界や監視員の配置などの安全対策を記入すればよいのではないか。また、最近、本申請時に巡回先の展示プランの提出が義務付けられる事例があったが、以前の申請要領では、「巡回展の後半の施設は、契約締結までに提出」とあった。その時点からは大抵の場合変更が生じる。ある程度プランが固まった段階で提出した方がよい。

⑦提出申請書類のナンバリング

最近の事例では、提出書類12冊（約700頁）全てにナンバリングが求められた。機密情報（評価額、各施設の防犯情報など）が含まれるため、当然外注もできず、また直前まで書類作成に追われる申請担当者にとっては過度の負担となる。作業の必要性和省力化を再検討してほしい。例えば、提出書類は、文化庁サイトからの電子入力による提出方式に改め、それに適さないものも極力PDFでの提出とし、専門委員への配布を含めペーパーレス化を図るなど。

○制度改善の具体的な提案

■文化庁、文化審議会に展覧会の専門家を

上記のような問題点を改善するためにも、文化庁、文化審議会に国際展制作の実際に精通した専門家（新聞社のOB等）を配置するべき。また、制度の性格上、海外との折衝が避けられないことは明らかである。文化庁内に、補償制度に関するレンダ一側の質問に対して、少なくとも英語で対応できる専門家を配置されたい。国の法制度の解釈・運用等に関して、民間会社である制度利用者側が責任をもって説明することはできない。

○その他

■国民的利益の還元とは

補償制度の理念を再確認したい。制度によって、これまでは保険評価額が高く保険料負担ができずに開催が難しかった展覧会や作品の来日が可能になった。政府として、そのこと自体が国民的利益であることを再確認してほしい。それなのに、補償を受ける新聞社等に対して追加の経費負担（高校生無料化等の対策経費）を求めて、それを「国民的利益の還元」と称するのは本末転倒ではないか。

以上